

# 会 議 録

会議の名称	令和3年度第3回上尾市成年後見制度利用促進審議会	
開催日時	令和4年3月28日(月) 午後1時00分から午後2時30分まで	
開催場所	オンライン開催とする	
議長(委員長・会長)氏名	古谷野 亘委員長	
出席者(委員)氏名	江口 裕樹委員、吉田 剛委員、横森 雄次委員、石橋 誠也委員、 吉田 香織委員、児玉 洋子委員、丸山 広子委員、小杉 道郎委員	
関係者として出席	上尾市社会福祉協議会 地域福祉課 山辺課長、北村係長(上尾市成年後見センター)	
オブザーバー	さいたま家庭裁判所 主任書記官 小野氏	
事務局	畑健康福祉部次長、木村主幹、山口主査、武山主任、栗林主任、辰巳(文責) (オブザーバー) 福祉総務課 平賀課長、小坂副主幹 障害福祉課 林田課長、市村副主幹	
会 議 事 項	1 議 題	2 会議結果
	(1) 成年後見制度利用促進基本計画について ・成年後見制度利用促進計画の取組状況について ・上尾市における成年後見制度利用支援事業について  (2) 中核機関の業務内容について ・上尾市成年後見センターの業務について	(1) 成年後見制度利用促進基本計画について【了承】 (2) 中核機関の業務内容について【了承】
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数 0名
会 議 資 料	(1) 成年後見制度利用促進基本計画について ・資料1 成年後見制度利用促進計画取り組み状況について ・資料2 上尾市における成年後見制度利用支援事業について ・資料2別紙① 上尾市長による後見開始等審判請求実施要綱 ・資料2別紙② 上尾市成年後見人等報酬助成金交付要綱 (2) 中核機関の業務内容について ・資料3 令和4年度上尾市成年後見センター年間スケジュール ・資料 上尾市成年後見センターチラシ	
<p>議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 4 年 4 月 7 日</p> <p style="text-align: right;">議長(委員長・会長)の署名 <u>古谷野 亘</u></p> <p style="text-align: right;">議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ)</p>		

## 議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
古谷野委員長	本日の議題に入りたい。議題は2つだが、最初に、成年後見制度利用促進基本計画について事務局辰巳主査からご説明をお願いします。 (1) 成年後見制度利用促進基本計画について
古谷野委員長	—資料1 事務局から説明— ただいまの説明についてご質問あるいはご意見のある方は挙手をお願いします。特に質問はないようだが基本的に、私たち委員が審議してきた内容なのでご理解いただいているかと思う。 続いて成年後見制度利用支援事業について説明をお願いします。
事務局	—資料2 事務局から説明—
古谷野委員長	ご意見やご質問はあるだろうか。
江口委員	上尾市の取組に感謝する。報酬助成制度については、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、各団体が協議会を通じて各自治体に見直しを呼び掛けているところだが、市の財政負担の課題もあり、報酬助成対象を市長申立に限定されていたり、障害者と高齢者とで対象が異なるなどし、使い勝手が悪い。今回の上尾市の取組は、成年後見制度利用促進を進める上での大きな一歩と考えている。
古谷野委員長	高齢者と障害者とで異なっていた扱いが統一化されたことは非常に大きな一歩と考える。申立費用の助成は、今回は入っていないのだろうか。
事務局	これまでの内規では、申立費用の助成は市長申立に限らず負担できる取扱だったが、市民へ公開されていなかったこともあり、実績としては、市長申立の方だけが助成を受けていたという現状があった。 今回、令和4年度の予算要求を行う令和3年9月時点では、障害者と高齢者とで統一化した要綱の制定案を想定していなかったこともあり、市長申立以外の申立費用の助成を行うための財政的な担保がなされていなかった。 令和4年度以降、成年後見センターで申立に関する相談を受ける中で、申立費用の助成がないと申立ができないような困窮者の現状やニーズ等を確認しながら、ニーズに応じて予算要求や要綱改正等を検討してまいりたいと考えている。
古谷野委員長	申立費用の助成については後退してしまったという印象がある。一挙には進まないかもしれないが、今後検討をしていただきたい。収入印紙等の費用負担は少額であっても、診断書費用の負担は大きい。
事務局	今後検討していく。
横森委員	基準の大幅な見直しや内容については素晴らしいと思う。 報酬助成の要件について、4Pにある資産要件だが世帯の預貯金額が在宅で80万円、施設入所で50万円という設定である。他市の状況はわからないので比較できないが、個人ではなく、世帯としての資産総額を見るという取り扱いだと、年金額の少額な高齢世帯の現状もあるなか、総資産80万円という条件